

## 平成23年度予算に向けた再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中
河川事業	直轄事業					6	6	6		
ダム事業	補助事業				8		8	8		
合計		0	0	0	8	6	14	14	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

# 再評価結果一覧

## 【公共事業関係費】

### 【河川事業】 （直轄事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
荒川高規格堤防整備事業（川口地区） 関東地方整備局	その他	437	1,290	666	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年に事業に着手し、平成27年までに土地所有者に引渡す協定を結び整備を行い、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にする。</li> <li>・計画規模を上回るような洪水が起こったことにより想定される破壊氾濫被害は、浸水面積約10,000ha、浸水人口約1,026,000人である。高規格堤防整備を実施することでこれらの氾濫被害は概ね解消される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業を巡る社会経済情勢等の変化 荒川流域では沿川の低平な土地に資産が集積しているため氾濫被害ポテンシャルが大きく、ひとたび堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このため、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にすることが求められる。</li> <li>○事業の進捗状況 当該工区は平成4年に事業着手し、平成27年度までに土地所有者に引渡す協定を結び、現在までに計画的に進めている。</li> <li>○事業の進捗の見込みの視点(事業が中止の場合の支障) 土地所有者である寺院及び自動車教習所は、それぞれ平成30年度及び28年移転完了に向け、協定の引渡期限である平成27年度から、寺院は本堂建設、自動車教習所は教習所建設を実施する予定。</li> <li>○コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 地盤改良時のドレン材において、合成樹脂や繊維を材料とする資材を利用する等のコスト削減に努める。</li> </ul>	継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考ええる。)	河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	
荒川高規格堤防整備事業（小松川地区） 関東地方整備局	その他	347	720	488	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年に事業に着手し、現在事業中の中学校工区は平成19年に事業に着手し、平成23年度末までに土地所有者に引渡す協定を結び整備を行い、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にする。</li> <li>・計画規模を上回るような洪水が起こったことにより想定される破壊氾濫被害は、浸水面積約300ha、浸水人口約55,000人である。高規格堤防整備を実施することでこれらの氾濫被害は概ね解消される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業を巡る社会経済情勢等の変化 荒川流域では沿川の低平な土地に資産が集積しているため氾濫被害ポテンシャルが大きく、ひとたび堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このため、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にすることが求められる。</li> <li>○事業の進捗状況 中学校工区は平成19年に事業着手し、平成23年度末までに土地所有者に引渡す協定を結び、現在までに計画的に進めている。</li> <li>○事業の進捗の見込みの視点(事業が中止の場合の支障) 土地所有者である江戸川区は、平成26年度開校に向け、平成24年度以降に中学校建設を実施する協定を締結している。</li> <li>○コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 壁塀の裏込め材にコンクリート殻を砕いた再生砕石を利用する等のコスト削減に努める。</li> </ul>	継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考ええる。)	河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	
大和川高規格堤防整備事業（阪高大和川線（一体整備）地区） 近畿地方整備局	その他	907	5,556	984	5.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の必要性に関する視点 1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 大和川下流域は、低平地に堺市をはじめとする我が国固有数の人口・資産が集積している。特に堺市の中心街については主要交通網が形成され、破壊による被害ポテンシャルは極めて大きくなっている。</li> <li>2)高規格堤防整備事業が中止したときの影響 ・阪神高速道路株式会社への増工費の支払いが滞ることにより、阪神高速大和川線の平成26年度供用の遅延が懸念される。</li> <li>・阪神高速大和川線の供用が遅れた場合、道路整備の効果発現の遅延や、インフラ整備を前提した周辺開発に対する経済的影響の波及が懸念される。</li> <li>・三室下水処理場へ補償費の支払いが困難となり、平成25年度供用の遅延が懸念される。</li> <li>・三室下水処理場の完成時期が遅れた場合、下水処理場の暫定運用状態が長引くことになり、非効率な運転、維持管理を余儀なくされる。また、暫定施設の耐用期間が超過することにより、安全性が損なわれる。</li> <li>・錦西保育所は、保育所の完成時期が遅れた場合、仮移転先での運営が不可能となり一時閉園をしなければならぬ。</li> <li>3)事業の投資効果 ・阪高大和川線地区では、水辺空間を活かした良好なまちづくりの形成と、堺市の中心街における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止することが期待できる。(想定氾濫人口:約64,000人)</li> <li>4)コスト削減等 ・引き続き効率的・効果的な実施によりコスト削減に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の必要性に関する視点 1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 大和川下流域は、低平地に堺市をはじめとする我が国固有数の人口・資産が集積している。特に堺市の中心街については主要交通網が形成され、破壊による被害ポテンシャルは極めて大きくなっている。</li> <li>2)高規格堤防整備事業が中止したときの影響 ・阪神高速道路株式会社への増工費の支払いが滞ることにより、阪神高速大和川線の平成26年度供用の遅延が懸念される。</li> <li>・阪神高速大和川線の供用が遅れた場合、道路整備の効果発現の遅延や、インフラ整備を前提した周辺開発に対する経済的影響の波及が懸念される。</li> <li>・三室下水処理場へ補償費の支払いが困難となり、平成25年度供用の遅延が懸念される。</li> <li>・三室下水処理場の完成時期が遅れた場合、下水処理場の暫定運用状態が長引くことになり、非効率な運転、維持管理を余儀なくされる。また、暫定施設の耐用期間が超過することにより、安全性が損なわれる。</li> <li>・錦西保育所は、保育所の完成時期が遅れた場合、仮移転先での運営が不可能となり一時閉園をしなければならぬ。</li> <li>3)事業の投資効果 ・阪高大和川線地区では、水辺空間を活かした良好なまちづくりの形成と、堺市の中心街における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止することが期待できる。(想定氾濫人口:約64,000人)</li> <li>4)コスト削減等 ・引き続き効率的・効果的な実施によりコスト削減に努める。</li> </ul>	継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考ええる。)	河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	

<p>淀川高規格堤防整備事業(海老江地区) 近畿地方整備局</p>	<p>その他</p>	<p>104</p>	<p>148</p>	<p>【内訳】 被害防止便益:148億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:22戸 年平均浸水軽減面積:0.3ha</p>	<p>119</p>	<p>1.2</p>	<p>・東洋ガラス株式会社の自社工場移転に合わせ、高規格堤防の整備を行い、大阪府域における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止する。 ・超過洪水が起こったことにより想定される破堤氾濫被害は、浸水面積約2,700ha、浸水人口約343,000人である。高規格堤防整備を実施することでこれらの氾濫被害は概ね解消される。</p>	<p>○事業の必要性に関する視点 1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・淀川下流部は、低平地に大阪市をはじめとする我が国固有数の人口・資産が集積している。特に大阪市では重要交通網が形成される中、地下街施設が増大しており、破堤による被害ポテンシャルは極めて大きくなっている。 2)高規格堤防整備事業が中止したときの影響 ・高規格堤防盛土工事が行われなくなり、東洋ガラス株式会社は、平成24年度からの高規格堤防上の土地利用が不可能となる。 ・海老江地区においては、平成22年8月に国債工事として複数年に渡る工事を契約(工期:平成22年度～平成23年度)。したがって、平成23年度の予算措置が行われない場合は、契約解除に伴う損害賠償を請求される可能性がある。 3)事業の投資効果 ・海老江地区では、水辺空間を活かした良好なまちづくりの形成と、大阪市等における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止することが期待できる。(想定浸水人口:約343,000人) ・物資輸送の荷揚げ場として緊急船着場や、避難地として利用することも期待できる。 4)コスト縮減等 ・引き続き効率的・効果的な実施によりコスト縮減に努める。 ・東洋ガラス株式会社が平成24年度から予定している土地利用に向けて最小限必要となる盛土等を実施する。</p>	<p>継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考える。)</p>	<p>河川局 治水課 (課長 森北 佳昭)</p>
<p>淀川高規格堤防整備事業(大宮地区) 近畿地方整備局</p>	<p>その他</p>	<p>13</p>	<p>62</p>	<p>【内訳】 被害防止便益:62億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:13戸 年平均浸水軽減面積:0.2ha</p>	<p>13</p>	<p>4.8</p>	<p>・常翔学園高等学校新館建築事業に合わせ、高規格堤防の整備を行い、大阪府域における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止する。 ・超過洪水が起こったことにより想定される破堤氾濫被害は、浸水面積約8,100ha、浸水人口約1,087,000人である。高規格堤防整備を実施することでこれらの氾濫被害は概ね解消される。</p>	<p>○事業の必要性に関する視点 1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・淀川下流部は、低平地に大阪市をはじめとする我が国固有数の人口・資産が集積している。特に大阪市では重要交通網が形成される中、地下街施設が増大しており、破堤による被害ポテンシャルは極めて大きくなっている。 2)高規格堤防整備事業が中止したときの影響 ・常翔学園への補償費の支払いが滞り、常翔学園は、低層棟建築工事の積算が困難になる。 ・低層棟建築工事の完成時期が遅れた場合、常翔学園は、平成25年度から予定されていた盛土上面のランド利用等、完成形での施設利用が不可能となり、学校運営に支障が生じる。 3)事業の投資効果 ・水辺空間を活かした良好な学校環境の形成と、大阪市等における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止することが期待できる。(想定浸水人口:約1,087,000人) ・裏法部は、学校ランドと一体になって、大阪市の収容避難所・一時避難所としての利用が期待される。 4)コスト縮減等 ・引き続き効率的・効果的な実施によりコスト縮減に努める。 ・常翔学園が平成25年度から予定しているランド利用等に向けて最小限必要となる補償を実施する。</p>	<p>継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考える。)</p>	<p>河川局 治水課 (課長 森北 佳昭)</p>
<p>淀川高規格堤防整備事業(大宮地区) 近畿地方整備局</p>	<p>その他</p>	<p>45</p>	<p>188</p>	<p>【内訳】 被害防止便益:188億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:27戸 年平均浸水軽減面積:0.5ha</p>	<p>48</p>	<p>3.9</p>	<p>・大阪府庭窪浄水場高度浄水施設等整備事業に合わせ、高規格堤防の整備を行い、大阪府域における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止する。 ・超過洪水が起こったことにより想定される破堤氾濫被害は、浸水面積約8,800ha、浸水人口約1,163,000人である。高規格堤防整備を実施することでこれらの氾濫被害は概ね解消される。</p>	<p>○事業の必要性に関する視点 1)事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・淀川下流部は、低平地に大阪市をはじめとする我が国固有数の人口・資産が集積している。特に守口市や近接する大阪市では重要交通網が形成される中、地下街施設が増大しており、破堤による被害ポテンシャルは極めて大きくなっている。 2)高規格堤防整備事業が中止したときの影響 ・大阪府への補償費の支払いが滞り、大阪府庭窪浄水場は、高度浄水施設等整備工事の予算確保に困難を要する。 ・高規格堤防整備工事の完成時期が遅れた場合、大阪府庭窪浄水場は、高規格堤防が完成するまでの間、維持管理が非効率となり、別途維持管理用道路の建設が余儀なくされる。 ・高規格堤防が施工されなければ、大阪府庭窪浄水場は、上面整備計画の見直し及び構造物の構造検討の見直しが必要となる。 3)事業の投資効果 ・災害に強いインフラ施設の整備と、守口市等における壊滅的な浸水被害の発生を未然に防止することが期待できる。(想定浸水人口約1,163,000人) 4)コスト縮減等 ・引き続き効率的・効果的な実施によりコスト縮減に努める。 ・大阪府庭窪浄水場が平成25年度から予定している効率的な運用に向けて最小限必要となる補償を実施する。</p>	<p>継続  (平成23年度においては、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限って、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うこととしており、事業を継続することが妥当と考える。)</p>	<p>河川局 治水課 (課長 森北 佳昭)</p>

【ダム事業】  
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
栗川ダム建設事業 岩手県	再々評価	530	823	561	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年において、44戸の浸水被害が発生している。</li> <li>・平成2年において、36戸の浸水被害が発生している。</li> <li>・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</li> </ul>	<p>継続</p> <p>(従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)		
増田川ダム建設事業 群馬県	再々評価	382	307	306	1.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年9月洪水において、19戸の浸水被害が発生している。</li> <li>・平成12年9月洪水において、55戸の浸水被害が発生している。</li> <li>・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</li> </ul>	<p>継続</p> <p>(従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)		
舟川生活貯水池整備事業 富山県	再々評価	75	243	88	2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和44年8月の洪水において、浸水戸数67戸の被害が発生している。</li> <li>・近年においても平成7年、8年、11年など連続して洪水被害が発生している。</li> <li>・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</li> </ul>	<p>継続</p>	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)		

<p>水無瀬生活貯水池整備事業 岐阜県</p>	<p>再々評価</p>	<p>60</p>	<p>25</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：24億円 残存価値：0.6億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：19戸 年平均浸水軽減面積：1.6ha</p>	<p>21</p>	<p>1.2</p>	<p>・水無瀬川流域では、昭和43年8月の洪水で142戸の浸水被害が発生し、近年では平成11年9月洪水で浸水被害が発生した。 ・美濃可成市では、平成6年の異常洪水時には800戸が浸水するなど市民生活に多大な被害が発生した。 ・このため、浸水被害の早期解消とともに、異常洪水に対してもその影響を最小限にとめる必要がある。</p>	<p>①事業の必要性に関する視点 ・氾濫が想定される地区を含む川辺町上川辺地区では、平成17年～平成22年の間で、人口6.3%減、世帯数4.3%減となっており、人口の減少が見られる。 ・B/Cについては1.2である。 ・平成23年3月現在、進捗率は6.3%(事業費ベース)。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においてとりまとめられた中間とりまとめ等に沿って、検証を行うこととする。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・今後も、引き続き設計段階や工事施工においても工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検証に係る検討において、代替案の検討を行うこととしている。</p>	<p>継続 (従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	<p>本省河川局治水課 (課長 森北佳昭)</p>
<p>鳥羽河内ダム建設事業 三重県</p>	<p>再々評価</p>	<p>197</p>	<p>329</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：199億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：129億円 残存価値：1.5億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：46戸 年平均浸水軽減面積：12ha</p>	<p>193</p>	<p>1.7</p>	<p>・昭和57年8月の台風10号による洪水において死者1名、家屋浸水46戸の被害を受け、昭和63年7月の梅雨前線による洪水では死者4名、家屋浸水72戸の被害を受けた。 ・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</p>	<p>①事業の必要性に関する視点 ・加茂川及び鳥羽河内川の浸水が想定される区域内に位置する加茂地区及び鳥羽地区の一部では、平成17年～平成23年の間で、人口6.4%減、世帯数1.4%増となっており、人口は減少している。 ・B/Cについては1.7である。 ・平成23年3月現在、進捗率は14.1%(事業費ベース)。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においてとりまとめられた中間とりまとめ等に沿って、検証を行うこととしている。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・今後も、引き続き設計段階や工事施工においても工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検証に係る検討において、代替案の検討を行うこととしている。</p>	<p>継続 (従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	<p>本省河川局治水課 (課長 森北佳昭)</p>
<p>安威川ダム建設事業 大阪府</p>	<p>再々評価</p>	<p>1,370</p>	<p>5,928</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：5,604億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：294億円 残存価値：31億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：2,382戸 年平均浸水軽減面積：88ha</p>	<p>1,701</p>	<p>3.5</p>	<p>・昭和58年9月洪水では浸水家屋約900戸の被害が発生し、その後平成元年、11年と浸水被害が発生している。 ・このため浸水被害の早期解消が必要である。</p>	<p>①事業の必要性に関する視点 ・氾濫が想定される区域では、平成17年～平成22年の間、人口1.4%増、世帯数5.5%増となっており、人口は若干増加しているが、社会情勢に大きな変化はない。 ・水需要予測の見直しにより、大阪府水道の安威川ダムからの利水撤退が決定している。 ・B/Cについては3.5である。 ・平成23年3月現在、進捗率は62.6%(事業費ベース)。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・用地買収は99%完了しており、代替地への移転は完了。また付替道路を平成22年度に供用している。 ・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においてとりまとめられた中間とりまとめ等に沿って、検証を行っている。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・今後も、引き続き設計段階や工事施工においても工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検証に係る検討において、代替案の検討が行われている。</p>	<p>継続 (従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	<p>本省河川局治水課 (課長 森北佳昭)</p>

<p>金出地ダム建設事業 兵庫県</p>	<p>再々評価</p>	<p>170</p>	<p>410</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：248億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：161億円 残存価値：1.2億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：14戸 年平均浸水軽減面積：8.6ha</p>	<p>215</p>	<p>1.9</p>	<p>・昭和51年9月洪水で427戸、平成16年9月洪水で411戸が浸水するなど、沿川は幾度も被害を受けており、抜本的な治水対策が必要である。</p> <p>・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</p>	<p>①事業の必要性に関する視点 ・氾濫が想定される区域を含む上郡町では、平成17年～平成22年の間で、人口6.7%減、世帯数0.2%増となっており、人口は減少している。 ・B/Cについては1.9である。 ・平成23年3月現在、進捗率は49.8%(事業費ベース)。</p> <p>②事業の進捗の見込みの視点 ・用地買収は完了しており、また、付替道路は進捗率約60%まで進めてきている。 ・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」においてとりまとめられた中間とりまとめ等に沿って、検証を行っている。</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・今後も、引き続き設計段階や工事施工においても工法の工夫や新技術の積極的な採用により、コスト削減に努める。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証に係る検討において、代替案の検討が行われている。</p>	<p>継続</p> <p>(従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象として区分している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)</p>	<p>本省河川局 治水課 (課長 森北 佳昭)</p>
<p>黒杭川上流生活貯水池整備事業 山口県</p>	<p>再々評価</p>	<p>103</p>	<p>172</p>	<p>【内訳】 被害防止便益：168億円 残存価値：3.8億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：94戸 年平均浸水軽減面積：11ha</p>	<p>140</p>	<p>1.2</p>	<p>・平成17年7月洪水において、浸水家屋800戸の被害が発生しており、浸水被害を早期に解消する必要がある。</p>	<p>①事業の必要性に関する視点 ・氾濫が想定される区域を含む柳井市では、平成17年～平成22年の間で、人口3.3%減、世帯数はほぼ変わらず、若干の人口減少は見られるが、社会情勢に大きな変化はない。 ・B/Cについては1.2である。 ・平成23年3月現在、進捗率は94.4%(事業費ベース)。</p> <p>②事業の進捗の見込みの視点 ・平成23年度においては、試験湛水及び付替道路等を実施し、平成23年度の事業完了を予定</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・取水放流設備として連続サイホン方式を採用することで、従来形式の鋼製ゲートや開閉装置が不要となり建設コストの削減を図った。</p>	<p>継続</p>	<p>本省河川局 治水課 (課長 森北 佳昭)</p>

## 評価手続中事業（平成21年度評価）の再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	補助事業				2		2				2
合計		0	0	0	2	0	2	0	0	0	2

(注1) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	補助事業				2	1	3				3
合計		0	0	0	2	1	3	0	0	0	3

(注1) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	補助事業				2		2				2
合計		0	0	0	2	0	2	0	0	0	2

(注1) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 評価手続中事業（平成21年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B / C				
倉淵ダム建設事業 群馬県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	河川局 治水課(課長 森北佳昭)
榎尾川ダム建設事業 大阪府	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	河川局 治水課(課長 森北佳昭)

評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必 要性、事業の進捗の見込 み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B / C				
大多喜ダム建設事業 千葉県	その他	-	-	-	-	-	-	評価手続 中	河川局 治水課(課長 森北 佳昭)
角間ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続 中	河川局 治水課(課長 森北 佳昭)
武庫川ダム建設事業 兵庫県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続 中	河川局 治水課(課長 森北 佳昭)

評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析						貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長 名)
			貨幣換算した便益・B(億円)				費用・C (億円)	B/C				
			便益の内訳及び主な根拠									
黒沢生活貯水池整 備事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	評価手続中	河川局 治水課(課長 森北 佳昭)
駒沢生活貯水池整 備事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	評価手続中	河川局 治水課(課長 森北 佳昭)